

平成 25 年度 財政援助団体等監査（ 2 ）監査結果措置状況
神戸市立地域人材支援センター指定管理者

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 意見 貸会議室のキャンセル受付日の記録について 人材支援センターの会議室等（講堂を除く）について、利用日の 1 週間前の日（休館日の場合は翌日）までにキャンセルを受け付けた場合は、使用料を全額返還している。 しかしながら、キャンセルを受け付けた日を書面に記録していないため、利用日の 1 週間前までのキャンセルかどうかを確認できない状態であった。 キャンセル受付日は、使用料の返還を判断する基準日であることから、指定管理者が保管している施設使用申込書等にキャンセル受付日の記録を残すなどにより、キャンセル受付日が確認できる適切な事務処理の検討をされたい。	地域人材支援センターでは、貸会議室等のキャンセルを受け付けた場合、使用申込書にキャンセル受付日を記載する手順が確立されておらず、キャンセル受付日の書面への記録が徹底されていなかった。 平成25年12月より、キャンセルを受け付けた場合は施設使用申込書備考欄にキャンセル受付日を記載するとともに、「神戸市立地域人材支援センター施設使用料返還申請書」の申請日を利用キャンセル受付日として処理する手順を確立した。 平成26年 4 月から施設使用申込書備考欄に受付日記載欄を設け、キャンセルを受け付けた際に記載漏れがないよう事務処理強化を図っている。 また、平成26年 1 月からは受付で使用している貸会議室等の管理システムにおいて、新たにキャンセル受付日記載欄を設け、パソコンデータとしてもキャンセル受付日を記録できるように対応した。 上記を適宜スタッフ会議で研修し、事務処理の周知徹底を行った。	措置済